

国民健康保険税の 仮徴収額決定通知書について

～年金天引きされされている方へ～

東久留米市国民健康保険に加入しており、国民健康保険税(国保税)を年金からの天引き(特別徴収)で納めている方へ、仮徴収額決定通知書を送付します。4月・6月・8月は「仮徴収期間」として算定した国保税を納めていただくこととなります。

◎年金天引きから口座振替へ納付方法の変更が可能です
年6回の年金支給月に国保税が天引きされますが、口座振替に限り納付方法を変更することが可能です。

変更を希望する方は、①口座番号の分かる物またはキャッシュカード(暗証番号が必要)②振替口座の届出印③被保険者証を持参の上(国保税の口座登録をしていない方は③のみ)、保険年金課(市役所1階)で手続きをお願いします。

納期内納付にご協力を

3月25日(木)は、国民健康保険税第9期と介護保険料第9期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニ・スマートフォンアプリをお使いになつてお納めください。

なお、納期までに納付が困難な方はご相談ください。

新型コロナウイルス感染症対応に伴う経済的支援策

◎総合支援資金の再貸付
社会福祉協議会が行う個人向け特別貸付について、総合支援資金の再貸付が実施されています。

◎住居確保給付金の再支給
住居確保給付金は、離職などにより収入が減少した方で、資産状況や求職活動などの要件を満たす方に家賃相当額

3年3月1日以降に 自立支援医療受給者証の有効期間が 満了する方の継続(更新)手続きについて

自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)受給者証の有効期間が満了する方の継続(更新)手続きについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、厚生労働省において、有効期間の満了日を1年間延長するよう省

座振替の手続き(ペイジー)は、口座名義人本人が対象です。なお、3月中旬に手続きをした場合、6月の年金支給から天引きが中止になります。詳しくは同課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

納期内納付にご協力を

3月25日(木)は、国民健康保険税第9期と介護保険料第9期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニ・スマートフォンアプリをお使いになつてお納めください。

緊急事態宣言が再延長されました 引き続き感染拡大防止にご理解・ご協力を

東久留米市長 並木克巳

ちょうど1年前の市長コラムにて初めて新型コロナウイルス感染症について言及いたしました。学校の臨時休業や公共施設の利用停止など厳しい措置を行うなど、未知のウイルスに対し大変混乱している中で必死に対応している様子が伺えます。現在は感染経路も明らかになり、その対策も具体的に示されていますが、感染者は増加と減少を繰り返し、未だ収束の兆しはありません。早期収束を目指し、引き続き感染拡大防止に向けご理解とご協力をお願いいたします。

新小学1年生に義務教育就学児医療証(マル子医療証)を送付します

現在、乳幼児医療証(マル乳医療証)をお持ちで、4月に小学校へ入学する児童(平成26年4月2日～27年4月1日生まれ)の医療証は、4月1日(木)からマル子医療証に切り替えになります。

対象の方には、4月1日(木)から使用できるマル子医療証を3月下旬に送付します。詳しくは福祉総務課 ☎470・7741へ。

◎注意

▼マル子医療証には所得制限(下表参照)があり、限度額以上の場合(現在お持ちのマル乳医療証の負担者番号が「00132451」の方)は、マル子医療証の対象になりません。なお、2年中の所得額が、限度額未満になる場合は、10月1日からのマル子医療証の交付申請を、9月中旬にしてください。

義務教育就学児医療費助成所得制限限度額

※9月30日までは令和2年度(元年中)の所得額で判定します。

扶養親族等の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人以上	1人につき38万円加算

※「所得」とは、給与収入のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、自営業者等で確定申告をしている方は、確定申告書の「所得金額」の「合計」の額です。
※年少扶養(16歳未満)も扶養親族等の数に換算します。
※所得制限額に加算する金額
・老人扶養親族1人につき 6万円
※所得額から控除できる金額
・社会保険料相当額 一律8万円
・雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除 相当額
・障害者控除 (普通) 27万円 (特別) 40万円
・寡婦・寡夫控除 (普通) 27万円 (特別) 35万円
・勤労学生控除 27万円

4月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先	
法律相談(各日8人)	弁護士	3月25日(木)	7日(水) 14日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738	
		4月15日(木)	21日(水) 28日(水)				
不動産・相続・会社の登記等相談(5人) ※電話相談	司法書士	3月23日(火)	7日(水)	午後1時から	市役所2階相談室		
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士			午前10時から			
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	4月8日(木)	14日(水)	午後1時から			
税務相談(5人)	税理士	4月13日(火)	21日(水)				
人権・身の上相談(4人)	人権擁護委員	4月は実施しません					
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	3月25日(木)	1日(木)	午後1時から	市役所2階相談室		
交通事故相談(5人)	弁護士			午前10時から			
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	社会保険労務士	4月22日(木)	28日(水)				
女性の悩みごと相談(各日4人)	女性カウンセラー	3月17日(水)	5日(月) 12日(月)	午前10時半～午後4時半	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061	
		4月7日(水)	19日(月) 26日(月)				
女性弁護士による法律相談(4人)	女性弁護士	3月19日(金)	2日(金)	午前9時半～午後0時半			
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会	市商工会 ☎471・7577	

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談 ※電話相談	9日(金)	午後2時～4時	今回は電話での相談のみとなります。	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時 (滝山のみ水曜日は6時まで)	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667
	月曜～金曜日		滝山相談室(西部地域センター内)		滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	4月は実施しません			身体障害者相談員	障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談				知的障害者相談員	
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	8日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談	平日			消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505
行政相談	4月は実施しません			行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へ問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741